

佐賀県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年四月二十八日から平成二十三年五月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	佐賀市川副町大字早津江字三本杉六 四〇番一・二地先から 佐賀市川副町大字早津江字五本松六 四二番一地先まで	平成二三・四・二八
県道 大牟田川副線	佐賀市川副町大字早津江字四本松二 八二番一地先から 佐賀市川副町大字早津江字五本松六 四七番一地先まで	〃
	佐賀市川副町大字鹿江字高土居五三 番一地先から 佐賀市川副町大字鹿江字平次郎一〇 〇四番一地先まで	〃